

令和7年2月28日

請願・陳情文書表

防災警察常任委員会

くらし安全防災局関係陳情

陳情番号	63	付議年月日	7. 2. 21
件名	消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正の検討の場を設けることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 岩田 武司		
<p>第1 陳情の趣旨（要旨）</p> <p>神奈川県議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>1 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。</p> <p>これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。</p> <p>そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に5年が経過しました。</p> <p>2(1) 2024年版消費者白書（以下「白書」という。）によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は90.9万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そのうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の55.4%という高い比率を占めています。また、全体の契約購入金額総額が4,163億円、既支払額総額は1,762億円です。</p> <p>世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が29.9%と最多となっており、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に増加したインターネット通販における相談割合が増加しています。現行法上、通信販売にはクーリング・オフ規定がなく、また、消費者が申込みを行った際のインターネットの広告画面を保存しておらず、業者も随時画面を変更するため、申込時の業者の広告の違法性の立証ができないことから、契約の解除が困難となるなどの問題が発生しています。</p>			

(2) 特に高齢者（65歳以上）の消費生活相談は全体の30.5%を、高齢者の契約購入金額総額は1,069億円と全体の25.7%を、既支払額総額は543億円と全体の30.8%を占めています。

そして、高齢者の相談では特定商取引法の対象取引分野のうち2023年の訪問販売の割合が60歳代で6.8%、70歳代で10.8%、80歳以上で19.7%、同年の電話勧誘販売の割合が60歳代で5.0%、70歳代で6.8%、80歳以上で8.3%であり、年齢が上がるほどに割合が増加しています。また、認知症等の高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が45.4%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。さらに、高齢者のインターネット通販の相談割合が21.9%となり、年々増加しています。

(3) また、20歳代においては、マルチ取引につき1.6%と他の年代に比べて高い比率を示しており（なお、相談件数全体に占める割合は0.6%であります）、今後は2022年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。

(4) 以上により、2016年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、現行法では被害の防止、救済ができていません。

そのため、高齢者、20歳代に限らず、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正の検討がなされることが急務となっております。

ただ、現状、国は特定商取引法の抜本的改正の検討すら行っていません。

3 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを求める意見の発出を貴会に陳情いたします。

以上

陳情番号	64	付議年月日	7. 2. 21
件名	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 岩田 武司		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>国民生活の安心安全を担っている地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める」旨の意見書を、貴議会より、内閣総理大臣、内閣府特命大臣、財務大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長に提出することを採択していただくよう陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>消費者庁の令和6年版消費者白書によれば、令和5年度の全国の消費生活相談件数は約90.9万件であって前年度よりも3万件以上増加した。同白書による消費者被害・トラブル額の推計値は約10.6兆円であり、前年度よりも2兆円以上増加している。また、先頃、神奈川県が発表した「令和4年度神奈川県内における消費生活相談概要」によれば、同年度に神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談総件数（「苦情」と「問い合わせ」の合計）は6万4143件と高水準であり、このうち苦情相談は5万9661件で前年度（5万5229件）と比べ8%増加している。</p> <p>このように消費者被害は後を絶たず、依然として深刻な状況である。これらの消費者被害を救済し、被害を未然に防止するためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発、地域での連携といった地方消費者行政の充実・強化がより一層図られなければならない。そのためには、地方消費者行政にかかる経費について、将来に渡り、継続して国が担っていくことが不可欠である。</p> <p>しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額されている。さらに、以下のとおり、地方消費者行政を安定的に推進するための財源となり得ていない。</p> <p>まず、平成26年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費にも充てることができ、長い間地方の相談体制を下支えしていた。しかし、令和6年度末及び令和7年度末に多くの自治体で活用期限の終期を迎えることにより、消費生活相談員の減員や相談窓口開設日の減少等を余儀なくされる懸念がある。そして、従前の相談体制を維持しようとする場合、消費者教育・啓発等に充てていた予算を相談体制に関する予算に充てる必要がある。よって、消費者行政全体としての後退が不可避となる。</p>			

神奈川県下の自治体における一人あたり消費者行政予算は、自主財源でみると令和4年度で19,630円～15,400円と約8倍もの差が生じており、とりわけ規模の小さい自治体の厳しい財源事情が窺え、同交付金の活用ができなくなった後には、この格差がさらに広がると見込まれる。なお、平成30年に開始された地方消費者行政強化交付金は、活用メニューの制限や補助率の定め等によって活用が広まっておらず、神奈川県下でも活用している自治体は半数に満たない。活用金額も年々減少しており、消費者行政を推進する財源としては不十分である。

また、近年問題となっているのが、相談員の高齢化と、新規・若手の成り手が少ないことによる担い手不足の深刻化であり、背景には専門性が高い業種に見合う処遇が確保されていないことがある。消費生活相談の最前線に対応している消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。

さらに、消費者庁は、消費生活相談のデジタル化を利用したサービス向上への体制再構築を推進するとして、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システムなどシステム基盤の整備を行うという計画を進めているが、新システムの導入に必要な端末（パソコン）の設備費用や、システム利用に係る経常的経費（通信費、保守費など）も地方自治体の負担となる。国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算は、本来国の責任で措置すべきである。

そこで、国に対し、次のことを強く要請する。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算を国の責任で措置すること。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、貴議会の意見書を政府等に提出していただきたく陳情します。

以上

警察本部関係請願

請願番号	25	受理年月日	7. 2. 21
件名	違法駐輪・違法駐車を取り締まりについての請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区寿町4-13-2 扇荘別館202 半田 元		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
<p>1. 請願の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法駐輪・違法駐車を取り締まりを適正に行ってください。 県警本部の総合相談センターの電話回線を増やしてください。 <p>2. 請願の理由</p> <p>昨年11月に道路交通法が改正され、全体に厳罰化の方向にあります。しかし、私の居住地周辺では、取り締まりがされていないかのように見受けられます。幹線道路上やコンビニ周辺の駐車禁止の場所や、交差点近辺に同じ自転車や車が何台も毎日のように放置されており、困っています。違法駐輪・違法駐車が疑われます。伊勢佐木警察署に駐車苦情の通報を何度もしていますが、電話では勤務員を向かわせるとは回答がありますが、実際改善されたことはありません。</p> <p>私は電動車いすを使用しておりますが、歩行者通行帯であるグリーンベルト上に車や自転車が常時置かれているため車道を走らざるをえません。</p> <p>それらの問題を県警本部の総合相談センターに通報しても、電話回線が現状4回線しかないとのことで、一日中つながらないことが多く、困っているので電話回線を増やしてください。</p>			

請願番号	26	受理年月日	7. 2. 21
件名	警察の脱炭素の取組の推進についての請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区寿町4-13-2 扇荘別館202 半田 元		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
<p>1. 請願の要旨</p> <p>警察が使用する車両を早期に電気自動車にしてください。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>地球温暖化対策推進法では自治体の電気自動車活用が推奨されています。神奈川県でも神奈川県地球温暖化対策計画の中で、公用車へのEV・FCV等の導入を推進しているとのことです。ところが、神奈川県警ではアクティブ交番を導入しましたが、現在使用されている白バイ並びにパトカーはガソリン車であり、環境に配慮した動力への転換が求められます。早期の導入を求めます。</p> <p>白バイは箱根駅伝で先導車にもなっていることから、排気ガスはランナーへの健康被害も懸念されます。ガソリン車より電気自動車に変更することは脱炭素の啓発にも有効であると考えます。</p> <p>選手の健康を鑑みかつ、環境に配慮し、警察車両は電気自動車に転換することが望ましいと考えます。</p>			

警察本部關係陳情

陳情番号	60	付議年月日	7. 2. 14
件名	森交番存続について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市磯子区森3-14-36-301 森交番廃止に反対する会 代表（森町内会会長） 五十嵐 文 明 外6人		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>磯子警察署より令和6年11月18日の屏風ヶ浦地区連合町内会定例会の場にて、令和8年3月末日をもって、京浜急行屏風浦駅前の森交番（*1）を汐見台交番と統合し、森交番は廃止するとの説明がありました。</p> <p>この計画を見直していただき、森交番を存続していただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>（*1）森交番の所在地は、横浜市磯子区森3-18-8です。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>屏風浦駅は、毎日約1万5千人（*2）が利用しています。駅周辺には、スーパーマーケット、保育園、小学校、中学校、高等学校などがあり、駅前にある交番は、街の安全・安心の要となっております。</p> <p>駅前の常時そこにある交番の存在は、治安維持にとってかけがえのないものであります。</p> <p>磯子警察署の説明では、この計画を令和7年2月に公表するとのことでした。住民にとって重要な交番の統廃合が、あまりにも唐突に進められていると感じました。急いで7人の有志が「森交番廃止に反対する会」を立ち上げて、署名活動を始めました。あわただしい年末年始を挟んだ中での署名活動でしたが、令和7年2月14日現在で4,565筆の署名が集まっております。</p> <p>住民からの反響が続いており、今後も署名は増えるものと推察します。森交番の存続は多数の住民の方々の切なる願いであります。</p> <p>よって、ここに森交番の存続を陳情するものであります。</p> <p>（*2）出典は、横浜市のホームページです。</p>			

陳情番号	61	付議年月日	7. 2. 19
件名	防災警察常任委員会に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町12の6 須藤 信 男		
<p>1、陳情の要旨、</p> <p>6年10月8日に陳情しました、委員はこの件についてどう対応したのか、又、警察幹部、及び本部長はどう対応したのか、答えていただきたい。</p> <p>この件に関して、委員は質問して下さい。</p>			